令和7年(2025年)10月10日 建 設 委 員 会 資 料 都 市 基 盤 部 ま ち づ く り 推 進 部

令和8年度国・都の施策及び予算に関する要望について

特別区長会が、国及び都の令和8年度予算編成に向けて、23区の要望事項を取りまとめ、要望を行ったので、報告する。

- 1 令和8年度国の施策及び予算に関する要望
- (1) 要望書

別冊「令和8年度国の施策及び予算に関する要望書」のとおり

- (2)要望事項
 - 19項目
- (3)特別区長会が要望を行った日令和7年8月27日(水)総務省、国土交通省、こども家庭庁令和7年9月 4日(木)厚生労働省
- 2 令和8年度都の施策及び予算に関する要望
- (1) 要望書

別冊「令和8年度都の施策及び予算に関する要望書」のとおり

- (2)要望事項 19項目
- (3)特別区長会が要望を行った日 令和7年8月19日(火)

令和8年度国の施策及び予算に関する要望書

令和7年8月

特別区長会

殿

特別区長会会長 吉 住 健 一

令和8年度国の施策及び予算に関する要望について

平素から、特別区政の運営に対して、特段のご高配を賜り 厚く御礼申し上げます。

特別区は首都東京の行政を担う基礎自治体として、住民の 期待に的確に対応すべく、様々な分野で積極的な取組を進め ているところです。

しかしながら、都市の住民にとって喫緊の課題である、福祉、都市基盤、環境等の施策を着実に遂行していくためには、なお多くの面で制度の改善や財政措置の充実強化が必要です。

つきましては、国における令和8年度予算の編成にあたり、 特別区の事情を十分ご賢察のうえ、次の要望を実現されるよ う特段のご配慮をお願いいたします。

<要望事項>

																					貝
	1	地方分	分権改	(革の	推道	進•	地	方	税	財	源	Ø)	充	実	強	化	•	•	•	•	1
	2	行政(りデジ	シタル	化	り推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	3	外国人	人労働	才受	:入才	1拡	大	に	伴	う	環	境	整	備	•	•	•	•	•	•	6
	4	子育で	て支援	策の	充氢	纟•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	5	児童村	目談所	設置	の似	足進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	6	ホーム	ムレス	自立	支捷	爰策	(D)	充	実	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
	7	障害者	皆施策	の充	実		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
	8	介護伊	呆険制	度の	充氢	纟•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
	9	医療保	呆険制	度の	充乳	ළ・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
1	0	予防护	接種の	充実	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
1	1	受動勢	契煙対	策の	強化	匕•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
1	2	保護司	司の活	動支	:援		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
1	3	交通:	ンステ	ムの	整值		進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
1	4	都市詞	十画道	路等	の生		促	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
1	5	都市~	インフ	ラの	改善	阜 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
1	6	都市絲	录地の	保全	:の‡	推進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4
1	7	災害対	対策の	充実	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	5
1	8	廃棄物	勿処理	対策	の引	鱼化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	7
1	9	学校教	数音の	推進	•		•	•		•	•		•				•	•		2	8

1 地方分権改革の推進・地方税財源の充実強化

「地方分権改革」は、地方分権一括法や国と地方の協議の場に関する法律の成立により、一部の事務で権限移譲が行われるなど、その理念を具体化しつつある。しかし、真の分権型社会を実現するためには、改革の歩みを止めることなく、国と地方の役割分担を明確にし、地方がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、必要な財源を国が責任を持って保障することが重要である。

このため、次の方策を講じること。

(1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の確実な実現 真の「地方分権改革」を早期に実現するため、基礎自治体が実 質的に地域の総合的な行政主体として役割を果たせるよう、事 務移譲や義務付け等の関与の見直しを行うこと。

用途地域等の都市計画決定権限をはじめ、特別区を権限移譲の対象外とすることなく、今後、一定の規模・能力を有する基礎自治体を対象に権限移譲を行う場合には、特別区も対象に加えること。

(2) 地方税財源の充実強化

① 地域間の税収格差の是正は、国の責任において地方交付税制度で行われるべきものであり、地方税の原則を歪め、地方分権に逆行する法人住民税の一部国税化を早期に見直し、自治体間に不要な対立を生む新たな税源偏在是正措置を行わないこと。

また、法人実効税率の引下げ等、地方財政に影響を与える 税制改正を行う場合、国の責任において、確実な代替財源を 確保すること。

- ② 自治体が担う事務と責任に見合った税源配分とし、税源移譲により国と地方が公平な税源配分となるよう、適切かつ確実な財政措置を講じること。
- ③ 地方税財源の充実確保に向けて、偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税等の税源を移譲するなど、地方税中心の税体系に向け抜本的な再構築を図ること。
- ④ 国から地方への税源移譲にあたっては、地方交付税の不交付団体が抱える財政需要に十分配慮すること。
- ⑤ 国庫補助負担金制度については、国と地方の役割分担を明確にし、国の責任において措置すべきものについては地方に負担転嫁せず、地方に超過負担が生じないようにすること。

(3) 国の施策変更に伴う地方への十分な配慮

社会保障と税の一体改革等、地方に関わる国の施策の変更等に伴い地方における費用負担が急激に増加する事務については、地方の意見を聞き、意見を十分尊重するとともに、実質的な地方負担増が生じないよう、国において十分な財政措置を講じること。

(4) ふるさと納税制度の廃止を含めた抜本的な見直し

現在のふるさと納税制度は、自らが居住する自治体の行政サービスを提供するために必要な住民税を実質的に移転させるもので、受益と負担という税制本来の趣旨を逸脱しており、地方自治の根幹を破壊するものである。

また、寄附の対価ではない別途の行為であるはずの返礼品が、

寄附を集める主な手段となっており、返礼品やポータルサイトに依存する歪んだ制度となっているほか、所得に応じて控除額の上限も高くなる仕組みとなっており、高所得者ほど多額の寄附金控除を受けられるなど、公平性の観点から問題がある。

その上、ポータルサイトなどの経費負担により、寄附金の5割程度が実質的に減少する仕組みは、本来、住民のために使われるべき税金の在り方としても問題がある。

さらに、減収額については地方交付税により一部補填されているが、このことは、地方交付税の財源を圧迫し、実質的に将来 世代へ負担を先送りにしており、非常に大きな問題である。

加えて、ワンストップ特例制度により「手続きの簡素化」という名目で一方的に所得税控除分を自治体に肩代わりさせているなど、制度を巡る様々な問題は未だに解消されていない。

このため、制度の廃止を含めた抜本的な見直しと、当面の緊急対応として、次の事項について直ちに見直すことを強く求める。

- ① 住民税控除額のうち、特例分の上限を所得割の「2割」から 以前の「1割」に戻すとともに、控除額に上限を設けること。 また、寄附金控除の対象額から返礼品相当分を除外し、他の寄 附金税制との整合性を図ること。
- ② ふるさと納税による減収額については、地方交付税の不交付団体に対し、地方特例交付金等で補填することにより、交付団体と不交付団体の格差を調整すること。
- ③ ふるさと納税受領額を地方交付税の基準財政収入額に算入することにより、寄附受入額による自治体間の格差を調整すること。
- ④ ワンストップ特例制度は、既にマイナポータル連携による

確定申告が開始されている現状を踏まえ、速やかに見直すと ともに、見直しまでの間は、自治体が負担している所得税控除 分を、国が地方特例交付金等で補填すること。

⑤ 募集に要する費用の上限を寄附金の額の合計額の「100 分の50」から縮小を図ること。

特に返礼品経費の上限については、「100分の30」から 更なる縮小を図ることで返礼品の規制を強化すること。

(5) 地方消費税清算基準の制度本来の趣旨に即した見直し

地方消費税交付金清算基準の見直しにより、特別区全体で令和7年度は約337億円の減収が見込まれている。税収を最終消費地に帰属させるという制度本来の趣旨に沿った内容とすること。

(6) 法人住民税及び法人事業税交付金の減収補填債の発行に向けた制度改正

特別区では、年度途中に大幅な減収が生じた際、法人住民税及び法人事業税交付金に係る減収補填債が発行できないため、一般の市町村と同様、法的根拠を明確にしたうえで、発行可能となるよう制度改正すること。

(7) 区立小中学校教職員の人事権の移譲

各区がそれぞれの教育方針に基づき、長期的視点に立った学校教育を責任を持って推進できるよう、区立小中学校教職員の 人事権を、都から特別区へ移譲すること。

これに併せて、給与負担に係る財源の移譲を行うこと。

2 行政のデジタル化の推進

デジタル・トランスフォーメーション (DX) の推進による住民の 利便性向上や効率的な行政運営のため、行政のデジタル化について 次の方策を講じること。

(1)情報システムの標準化に係る財政措置

情報システムの標準化に係る経費については、移行に伴うシステム運用経費の増加分及びガバメントクラウド利用料・回線使用料について、地方交付税措置ではなく、全額国庫負担とすること。

また、「デジタル基盤改革支援補助金」の上限額を撤廃すること。

(2)マイナンバーカード及び電子証明書の更新等諸手続の簡素化 行政サービスの向上に寄与するオンライン手続の整備、セキュリティ対策のための環境整備について、十分な財政措置を行うこと。

特にマイナンバーカードの電子証明書の更新については、地 方の負担が過大となることから、オンラインによる手続ができ るよう、早期に対応すること。

(3) 戸籍における氏名の振り仮名記載事項化に対する財政措置 戸籍における氏名の振り仮名記載事項化に係る戸籍法の改正 に伴い、戸籍システムの改修や人員の確保が必要となるため、シ ステムの安定稼働に向け責任を持って対応するとともに、事業 詳細を早急に示し、それに係る費用を全額国庫負担とすること。

3 外国人労働者受入れ拡大に伴う環境整備

出入国管理及び難民認定法の改正に伴い、在留資格が新設された ため、外国人労働者が増加傾向にある。

また、現在、外国人留学生の増加も著しく、住民税等の収納に深刻な影響を与えていることから、在留資格の変更・期間の更新及び出国時の審査において、税及び保険料の納付について完納を要件とすること。

4 子育て支援策の充実

都市部においては、女性の社会進出や様々な雇用形態に対応する ための長時間保育や病児・病後児保育、学童保育等の多様な保育サー ビスの需要が増大化しており、待機児童の解消を含む保育サービス の十分な供給は、依然として困難な状況にある。

こうしたなか、地価や賃料の高い特別区では、保育所や学童クラブ等の施設の整備に係る財政負担が大きく、民間事業者にとっても 参入が困難な状態にある。

地域の実情に合った子育て支援策をより一層充実させる必要があるため、次の方策を講じること。

- (1) 保育環境の充実に向けた支援の拡充
 - ① 子ども・子育て支援法に基づく「子どものための教育・保育 給付交付金」による処遇改善等加算や配置改善加算等を継続 すること。

また、物価・賃金の上昇下においても、安心・安全で質の高い教育・保育サービスの提供を継続できるよう、公定価格の適切な単価の引上げ等を行うこと。

- ② 保育所における保育の質の向上や安全性の確保、保育所機能や専門性を地域の子育で支援の活用に資する人材の安定的確保・定着のために、「保育対策総合支援事業費補助金」を活用した「保育士宿舎借り上げ支援事業」を継続し、施設の所在地に住む場合は補助を加算するなど、制度の充実を図ること。また、幼稚園職員も補助対象に加えること。
- ③ 「こども誰でも通園制度」の実施が、保育士不足の深刻化を 招かないよう、国の責任において、保育士の処遇改善、保育士

確保等の支援措置を行うこと。

(2) 学童クラブ等への整備の促進及び財政支援

学童クラブの需要増を踏まえ、学童クラブ事業への参入促進 及び継続的な運営支援のため、施設整備費及び運営費の助成を 大幅に拡充すること。

また、放課後子ども教室についても、学童クラブ運営における 補助と同等の実現実行性の確保に向けて、必要とされる単価の 増額や処遇改善を行うこと。

(3) 医療的ケア児保育支援事業への補助の拡充

保育園等において医療的ケア児を受け入れるにあたり、特に、 医療的ケアを実施する看護師等の確保が困難である状況を踏ま え、看護師等の配置に係る経費の補助について大幅な見直しを 行うとともに、安全な保育の確保と負担軽減のため、施設に対す る補助の充実や支援策の拡充を行うこと。

5 児童相談所設置の促進

平成28年6月に公布された、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、特別区も、政令による指定を受けて児童相談所の設置が可能となり、令和7年4月時点で10区が児童相談所を開設したところである。

今後も、準備が整った特別区から順次、児童相談所の開設を予定していることから、国は、特別区における児童相談所の設置・運営が円滑に行えるよう、次の方策を講じること。

(1) 児童相談所設置・運営に係る財政措置

特別区が迅速に児童相談所を設置し、円滑に運営していくためには、国による財政支援の充実・強化が必要不可欠である。

その多くが地方交付税措置とされている、児童相談所の整備・ 運営費等について、国庫補助の対象とすること。

(2) 児童福祉司や児童心理司等の確保・育成に係る支援及び財政措置

多種多様な相談対応や、措置等の権限行使を含む相談援助活動の実施など、児童虐待に係る対応は高度に専門的対応が求められるため、職員の確保・育成は重要な課題である。

このため、児童福祉司等の処遇改善に係る経費や、法定の人員 配置基準を超えた児童福祉司及び児童心理司の配置に係る経費 を国庫補助の対象にするなど、国として、十分な職員体制を確保 するための必要な支援を行うこと。

6 ホームレス自立支援策の充実

都市部でのホームレス対策は地方公共団体の取組だけでは抜本的な解決は困難であり、かつ生活保護制度等の他の施策への影響が極めて大きいことから、国はその対策を積極的に講じるべきである。

そこで、国はホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及び 生活困窮者自立支援法の趣旨に基づく施策の実現を目指し、明確な 責任の下に総合的な対策を進めるため、次の方策を講じること。

(1) ホームレスへの雇用創出、就労支援

安定的な就労機会を確保することで生活再建が図れるよう、 雇用の創出や雇用状況の改善に取り組むこと。

また、生活・雇用に関するセーフティネットが重層的に機能するよう、住居・生活に困窮する離職者等に対し的確な雇用支援を行うこと。

(2) 広域的な施設整備等を含むホームレス対策事業への財政措置 生活困窮者自立支援法の中で「自立相談支援事業」及び「一時 生活支援事業」として位置付けられている、都と特別区が共同 で行うホームレス対策事業に係る費用(事務費及び人件費)に ついては、広域的な施設整備等を含め、国の責任において全額 国庫負担とすること。

7 障害者施策の充実

障害者施策の充実のため、地域の実情に応じた財政措置等が行われるよう、次の方策を講じること。

(1) 障害福祉サービス事業(自立支援給付や地域生活支援事業等) の充実と地域の実情に即した財政支援の拡充

障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」等の障害者支援に対する国の財源を確保し、基準額を上回る場合や包括補助のため生じている特別区の超過負担が増加しないよう、特別区の事業執行額に見合った負担や補助等を行うこと。

(2) 福祉基盤整備に対する財政支援の拡充

重度障害者向けグループホーム等の用地取得費について、都 市部の実情を十分踏まえ、補助対象とすること。

また、施設整備(新規及び拡張整備)については「社会福祉施設整備費補助金」等の財源確保及び基準額の拡大を行うこと。

加えて、国有地を活用した施設整備を行う際は、介護施設と同様に賃料を10年間5割減額される措置を講じること。

(3) 福祉人材の確保、育成及び処遇改善のための財源の確保 障害福祉サービス事業所等が安定的に事業を運営し、利用者 ニーズに即したサービスを提供できるよう、報酬を引上げるこ と。

また、障害福祉サービス等職員の処遇改善に資する、基本報酬の引上げをすること。

障害福祉サービスの利用に係る相談支援事業の推進を図るた

め、相談支援専門員が専従職員としてサービス等利用計画の作成業務に従事できるよう、報酬額を増額するなど、福祉人材の処遇に係る財源を確保すること。

(4) トワイライト事業等の制度見直し及び支援の拡充

- ① 放課後等デイサービスが、障害児の家族が働き続けるための夕方支援に積極的に取り組み、学童クラブと同様の機能を果たせるよう、各種加算の増額等サービス報酬を見直すなど制度の拡充を行うこと。
- ② 高校卒業後の障害者の家族が、仕事と介護を両立していけるよう、既存の障害福祉サービス事業所等が、障害者を対象とした夕方の居場所事業を実施可能とする制度を構築すること。その際、事業所家賃や利用者数に応じた職員配置、強度行動障害や医療的ケアを含む重度障害への対応なども考慮すること。

8 介護保険制度の充実

急速な高齢化の進行に伴い、要介護認定者数は毎年増加し、介護サービスの提供は増加の一途をたどっている。

また、介護保険制度の円滑な運営の要となる人材確保と定着について、現在の支援策では抜本的な解決とはなり得ていない。

このため、地域特性に応じた質の高い、安定したサービスを提供できるよう、必要な人材の確保に向けた取組を拡充するとともに、実態に即した評価やキャリア形成に応じた報酬を担保するなど、人材の確保・定着及び育成のための継続的な施策を実施すること。

9 医療保険制度の充実

国民健康保険制度は、高齢者の加入が多いことなどから、一人当たりの医療費が高い一方、社会保険の適用拡大の影響により、収入のある被保険者層が減少し、被保険者全体の所得水準が低い状況に拍車がかかっている。低所得者が多いために保険料の負担能力が低い構造の中で、更なる高齢化の進展に伴う医療費の増等により、年々、一人当たり保険料が上昇し、保険者及び被保険者の負担が増していくという課題を抱えており、その運営は大変厳しい状況である。

さらに、特別区においては、転出入率が高いことなどにより、保険料徴収に関して非常に厳しい環境下に置かれるなど、保険者の努力だけでは解決し得ない大都市特有の事情による様々な課題も抱えている。

このため、国民健康保険制度が安定的かつ持続的に運営できるよう、次の方策を講じること。

(1)保険者への更なる財政支援と被保険者の保険料負担軽減策の拡充

定率国庫負担割合の増加や、調整交付金の財政調整分の別枠 化、介護納付金に係る支援措置の実施等、国庫負担を充実させ、 国保財政基盤を強化拡充すること。

また、低所得者層に対する、より一層の保険料負担軽減を図り、住民サービスが低下することなく、国民皆保険が安定的かつ持続的に運営できるよう、国の責任において更なる財政支援を講じること。

(2) 子育て世帯への支援

令和4年度より子どもに係る均等割保険料の軽減措置が導入され、未就学児の保険料が5割軽減されることとなったが、依然として大きい子育て世帯の経済的負担を軽減するため、軽減対象を現行の未就学児までという制限を撤廃するとともに、公費による軽減割合の拡大を早急に検討し、軽減措置の強化を図ること。

(3) 国民健康保険制度の抜本的な見直し

国民皆保険制度を持続可能なものにしていくために、財政支援だけでなく、構造的課題の解決に向けて、医療保険制度の一本化等、国の責任において抜本的な制度の見直しを行うこと。

10 予防接種の充実

予防接種は、国民の生命と健康を守る重要な事業であり、特に次世代を担う子どもたちを感染症から守り、健やかな育ちを支えるには、予防接種を継続的・安定的に実施することが必要である。

このため、自治体の財政基盤や個人の経済状況による格差が生じることのないよう、予防接種法で定める定期予防接種に係る必要な経費を、地方交付税措置ではなく、全額国庫負担とすること。

11 受動喫煙対策の強化

改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の全面施行による屋内 や敷地内の規制強化に伴い、屋外での受動喫煙が増加しており、区民 より屋外での喫煙に関する苦情や通報が絶えないことから、屋内外 ともにバランスのとれた総合的な受動喫煙対策を行うことが重要で ある。

このため、受動喫煙防止対策を講じた喫煙所の整備や維持管理に 対する補助制度を拡充するとともに、国有地の提供や、道路法に基づ く規制の緩和等を行うこと。

12 保護司の活動支援

近年、青少年に関する社会問題が増加しており、保護司の重要性は高まっているが、その活動は無報酬であり、実費弁償として活動費のみが支給されている。活動に伴う負担が大きく、担い手確保が難しくなっていることから、職務の在り方、待遇、活動環境、安全確保等、保護司制度の抜本的な改善を行うこと。

13 交通システムの整備促進

(1) 交通政策審議会答申に位置付けられた路線(東京8号線・11 号線・12号線・都心部 臨海地域地下鉄・新空港線・区部周辺部 環状公共交通)の早期実現

特別区における交通システムの整備は、沿線地域のみならず東京圏全体の公共交通環境の向上に寄与し、人口増加やまちづくりの進捗に伴う交通需要の増加へ対応していく上でも、極めて重要な課題である。

このため、交通政策審議会が平成28年度に答申した、「東京圏 の都市鉄道が目指すべき姿」を実現するうえで意義のあるプロジェクトと位置付けられた以下の路線について、早期の実現に向け た方策を講じること。

加えて、鉄道が社会的な便益を安定的・継続的にもたらすことを踏まえ、収益採算性の判断基準の長期化など鉄道事業者への支援や、鉄道整備及び沿線まちづくりに対する財政支援を拡充すること。

- ① 東京8号線(有楽町線)の延伸(豊洲~住吉)
- ② 東京8号線の延伸(押上~野田市)
- ③ 東京11号線の延伸(押上~四ツ木~松戸)
- ④ 東京12号線(大江戸線)の延伸(光が丘~大泉学園町~東 所沢)
- ⑤ 新空港線の新設(矢口渡~蒲田~京急蒲田~大鳥居)
- ⑥ 都心部・臨海地域地下鉄構想の新設(臨海部〜銀座〜東京)
- ⑦ 区部周辺部環状公共交通の新設(葛西臨海公園~赤羽~田園 調布)

(2) ご当地ナンバーの導入に伴う地方版図柄入りナンバープレートの台数要件の緩和

特別区において、ご当地ナンバーの導入を伴う地方版図柄入りナンバープレートの導入は、地域の風景や観光資源を図柄とすることにより、各区の魅力を全国に発信し、地域振興、観光振興につながる非常に重要な施策である。

令和7年8月現在、23区中6区がご当地ナンバーの導入を 伴う地方版図柄入りナンバープレートを導入している。

なお、現在、区市町村における地方版図柄入りプレートの導入 台数要件は登録自動車数が10万台以上となっており、台数要 件に満たないがゆえに導入検討ができない区も存在している。

そのため、希望する全ての区がご当地ナンバーの導入を伴う 地方版図柄入りナンバープレートを導入できるよう、台数要件 を緩和すること。

地方版図柄入りナンバープレート導入区

江東区、世田谷区、杉並区、板橋区、葛飾区、江戸川区

14 都市計画道路等の整備促進

特別区では、主要な幹線道路網の未整備区間が散在しており、首都 東京の都市計画道路ネットワークが十分機能していない状況にある。 これらは、事故の危険性や道路交通円滑化の大きな妨げとなってい る。

このため、首都東京の地域特性を考慮し、緊急輸送路としての機能を確保するためにも、都市の基幹的施設である都市計画道路の整備が計画的かつ確実に促進されるよう、次の方策を講じること。

(1)都市計画道路の整備促進

都市計画道路の整備を促進するため、安定的かつ十分な財源を確保し、特別区の防災機能向上等、都市再生の観点からも早期に整備するために必要な財政措置を講じること。

(2) 連続立体交差事業の整備促進

「開かずの踏切」を早期に解消するため、都内に残存する踏切は、道路交通円滑化や、鉄道で分断された地域の再生等の妨げとなるため、その解消に効果的である連続立体交差事業の整備促進に向け必要な財政措置を講じること。

15 都市インフラの改善

都市機能を向上させ、社会・経済活動を支える活力あるまちづく りを推進するためには、都市インフラの改善を図る必要がある。 このため、次の方策を講じること。

(1) 国道の立体整備の推進

将来を見据えた交通安全・渋滞緩和のため、国道の立体整備を 早期に推進すること。

(2) 羽田空港の機能強化に係る対応

騒音対策や落下物対策等の安全管理体制を強化するとともに、 自治体や住民に対する情報提供体制を充実し、適切な情報提供 を徹底すること。

また、新飛行経路の固定化回避を早急に実現すること。

さらに、新飛行経路下の住民に対し、防音対策を講じる際の 支援を行うこと。

(3) 社会資本整備総合交付金の拡充

市街地再開発事業等による安全で安心なまちづくりを進めるため、「社会資本整備総合交付金」の十分な財政措置を図ること。

(4) 市街地再開発事業に対する補助金の増額及び税制改正

市街地再開発事業が遅滞なく実施できるよう、施行者に対する直接補助金を安定的に交付するとともに、増額を図ること。

また、転出者に対しての特別控除額5,000万円の引上げ 及び代替資産取得の特例の併用を認めること。 加えて、権利床の相続税に係る資産評価についての特例を認めること。

(5) 電線類の地中化の促進

災害に強く安全な都市基盤整備及び都市景観の向上を図るため、自治体への財政面での支援拡充及び新工法の開発など都市 部の道路条件に沿った技術支援を行うこと。

また、公共インフラの埋設企業への移設補償では、施工後の 精算額に基づき補助金交付ができる仕組みを講じること。

さらに、宅地所有者が行う電線共同溝の地上機器移設費用の 一部負担を行うこと。

(6) 都市公園の整備促進

計画的に施設利用者の安全・安心を確保するため、社会資本整備総合交付金の「公園施設長寿命化対策支援事業」における交付対象事業の面積要件及び総事業費要件を緩和し、全ての都市公園を交付対象とすること。

(7) 公共インフラの老朽化対策推進

- ① 先端技術の導入等技術面での支援、維持管理基準の設定等制度面での支援と併せ、財政支援の拡充を図ること。
- ② 国の示す「路面下空洞調査要領」を超える頻度で路面下空洞調査を行った際の調査費に対し、「社会資本整備総合交付金」を柔軟に交付できるよう基準を見直すこと。
- ③ 路面下空洞調査により発見された原因不明の空洞を道路管理者が復旧する場合は、その復旧経費についても「社会資本整備総合交付金」の対象に加えること。

16 都市緑地の保全の推進

都市において貴重な緑地である、生産緑地や屋敷林等の保全を図るため、次の方策を講じること。

自治体の財政負担を増やさずに、都市部におけるみどりの保全を 推進するために、市民緑地を公有化せずとも民有のまま継続して開 設できるよう、相続税の扱いについて評価減の割合を増やす、ない しは、都市農地に係る相続税の納税猶予制度と同様の制度を創設す ること。

また、やむを得ず区が取得する際には、買取りに対する十分な財 政支援を行うこと。

17 災害対策の充実

切迫性が指摘される首都直下地震及び南海トラフ地震、近年の異常気象による水害等への対策の一層の充実を図るため、次の方策を講じること。

(1) 帰宅困難者対策等の推進

帰宅困難者対策について、首都直下地震発生時だけではなく、 台風などの風水害を含めた全ての自然災害に対し、各自治体、民間等が広域的な連携を図れるよう、国が主導すること。

また、帰宅困難者用一時滞在施設における備蓄品整備に関し、 自治体及び自治体関連施設向け補助制度の創設や、備蓄倉庫の ための国有地の利活用を行うこと。

さらに、民間一時滞在施設確保への課題となっている瑕疵担 保責任に対する解消策として、補償制度の創設を図ること。

(2) 防災対策の推進

区市町村での災害時通信確保の観点から、区市町村が自ら契約するモバイル衛星通信機器の導入及び維持管理に係る財政措置を講じること。

また、在宅避難者等への支援として、備蓄物資の購入・管理や、 状況把握に係るデジタル技術活用のための財政措置を講じるこ と。

特に、高層住宅においては、ライフライン確保のためのエレベーターや上下水道接続部の耐震化、高層階での備蓄倉庫やエレベーター用防災キャビネットの設置義務化、備蓄品購入費や家

具等の転倒・落下防止対策促進等、防災対策の推進に必要な法改 正や財政措置を講ずること。

(3) 大規模水害等への対策の強化

豪雨・洪水・高潮・津波から都市機能の保全を図るため、河川 管理者が主体的に取り組み、住民負担の軽減や地域の合意形成 の円滑化につながる方策を拡大するなど、「高規格堤防整備事業」 に基づく治水対策をより一層推進すること。

また、一部高さの低い堤防のかさ上げ及びその整備に必要な 橋梁架替事業について、河川管理者と鉄道事業者の協力の下、 早急に対応すること。

さらに、地域住民等の安全な避難体制が構築できるよう、国が主体となって、関係機関との連携・調整を行うなど、自治体の枠を超えた広域避難を迅速かつ統一的に行うための体制を早期に整備すること。

とりわけ、広域避難先の確保、広域避難開始の判断、鉄道事業 者等の協力確保、河川管理者による堤防復旧や排水機能の拡充 等に関する支援等を行うこと。

(4) 災害廃棄物処理に係る仮置場の確保

地震等、大規模災害発災時に迅速に災害廃棄物の処理が進め られるよう、国が広域処理を主導すること。

また、広域的な処理・運営を想定している二次仮置場の確保は 困難を伴うため、国で所有又は管理する緑地等を災害廃棄物仮 置き場として利用できる制度等を構築すること。

18 廃棄物処理対策の強化

資源循環型社会の構築に向け、廃棄物・リサイクル対策について、次の対策を講じること。

(1) 拡大生産者責任の原則に基づく事業者責任の明確化

自治体にとって製品プラスチック等の分別収集・選別保管等に係る費用が過大な負担となっていることから、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が応分の中間処理経費を負担する制度の構築等、事業者の費用負担を明確化すること。

(2) プラスチック資源循環に係る自治体への支援

容器包装プラスチックと製品プラスチックとの一括回収等に伴い発生する更なる自治体の負担について、リサイクルルートの基盤整備、民間処理事業者・処理施設等の環境整備を行うとともに、国費による必要かつ十分な財政措置を講じること。

19 学校教育の推進

学校教育の充実を図るため、学校施設の整備等について、次の方策 を講じること。

(1) 学校施設の改修等に対する財政措置及び規制緩和

① 学校施設の老朽化や機能更新への対応として、円滑に建替えや改修等を行うことができるよう、「学校施設環境改善交付金」の財源を十分確保するとともに、補助対象の要件拡充、地域の実情に即した単価への見直し等の財政措置を行うこと。

また、新築・増改築・改修事業に至った案件については、本 体工事とは別に設計及び調査費用等に対する補助事業を新設 すること。

② 建替えや大規模改修等に係る建築基準法上の規制緩和(周 辺環境への十分な配慮を含む。)を行うこと。

(2) 義務教育に係る教材費や給食費等への財政措置

- ① 義務教育に係る教材費や行事費等については、物価高騰等により全国的に費用が増加していることから、国庫補助金による必要な財政支援を行うこと。
- ② 学校給食は、居住自治体や家庭の経済状況に関わらず、全ての児童生徒に等しく無償で提供されるべきものであることから、学校給食法を改正するとともに、国の負担において学校給食の無償化を進めること。

(3) 給付型奨学金制度の拡充

学ぶ意欲のある子どもが、十分な教育の機会を得ることができるよう、国の高等教育の無償化の更なる充実を行い、給付型奨学金の受給可能な世帯収入及び奨学金の上限額の拡充と、児童養護施設退所者や生活保護世帯出身の児童等、保護者からの支援が受けられない子どもへの奨学金の上乗せを実施すること。

(4) 不登校対応への財政支援の拡充

- ① スクールソーシャルワーカーの配置に係る費用に対する国 庫補助金の補助割合を拡充すること。
- ② 教育支援センター(適応指導教室)に関する国庫補助金制度の補助対象を拡大するとともに、補助率を拡充すること。

<要望事項別一覧>

	要望事項	要望先省庁
1	地方分権改革の推進・地方税財源の充実強化	内 閣 府 総 務 省 財 務 省 文部科学省
2	行政のデジタル化の推進	内閣官房 デジタル庁 総 務 省 法 務 省
3	外国人労働者受入れ拡大に伴う環境整備	法 務 省
4	子育て支援策の充実	こども家庭庁 文部科学省
5	児童相談所設置の促進	こども家庭庁
6	ホームレス自立支援策の充実	厚生労働省
7	障害者施策の充実	こども家庭庁 厚生労働省
8	介護保険制度の充実	厚生労働省
9	医療保険制度の充実	厚生労働省
10	予防接種の充実	厚生労働省
11	受動喫煙対策の強化	厚生労働省
12	保護司の活動支援	法 務 省
13	交通システムの整備促進	国土交通省
14	都市計画道路等の整備促進	国土交通省
15	都市インフラの改善	国土交通省
16	都市緑地の保全の推進	財務省 国土交通省
17	災害対策の充実	内 閣 府 国土交通省 環 境 省

	要望事項	要望先省庁
18	廃棄物処理対策の強化	経済産業省 環 境 省
19	学校教育の推進	文部科学省 国土交通省

<要望先省庁別一覧>

要望先省庁	要望事項
内閣官房	行政のデジタル化の推進
内 閣 府	地方分権改革の推進・地方税財源の充実強化 災害対策の充実
こども家庭庁	子育て支援策の充実 児童相談所設置の促進 障害者施策の充実
デジタル庁	行政のデジタル化の推進
総務省	地方分権改革の推進・地方税財源の充実強化 行政のデジタル化の推進
法 務 省	行政のデジタル化の推進 外国人労働者受入れ拡大に伴う環境整備 保護司の活動支援
財務省	地方分権改革の推進・地方税財源の充実強化 都市緑地の保全の推進
文部科学省	地方分権改革の推進・地方税財源の充実強化 子育て支援策の充実 学校教育の推進
厚生労働省	ホームレス自立支援策の充実 障害者施策の充実 介護保険制度の充実 医療保険制度の充実 予防接種の充実 受動喫煙対策の強化
経済産業省	廃棄物処理対策の強化
国土交通省	交通システムの整備促進 都市計画道路等の整備促進 都市インフラの改善 都市緑地の保全の推進 災害対策の充実 学校教育の推進
環境省	災害対策の充実 廃棄物処理対策の強化

令和8年度東京都の施策 及び予算に関する要望書

令和7年8月

特別区長会

東京都知事小池百合子殿

特別区長会会長 吉 住 健 一

令和8年度東京都の施策及び予算に関する 要望について

平素から、特別区政の運営に対して、特段のご高配 を賜り厚く御礼申し上げます。

特別区は首都東京の行政を担う基礎自治体として、 住民の期待に的確に対応すべく、様々な分野で積極的 な取組を進めているところです。

しかしながら、特別区の住民にとって喫緊の課題である、安全・安心なまちづくり、福祉、都市基盤、環境等の施策を着実に遂行していくためには、なお多くの面で制度の改善や財政措置の充実強化が必要です。

つきましては、都における令和8年度予算の編成に あたり、特別区の事情を十分ご賢察のうえ、次の要望 を実現されるよう特段のご配慮をお願いいたします。

<要望事項>

																							頁
	1	治多	子対分	策の	強化	<u>_</u> .	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2	特別	川区 都	都市	計画	可交	付	金	0	拡	充	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	3	都区	 ての行	役割	分担	旦等	に	関	す	る	協	議	の	実	施	•	•	•	•	•	•	•	4
	4	減収	又補力	真対	策の)確	保	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	5	経済	筝• 律	観光	施第	色の	充	実	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	6	子育	うてき	支援	策の)充	実	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	7	障害	言者 加	施策	のす	产美	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
	8	高齢	令者	冨祉	のす	产美	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
	9	医猪	译体制	制の	充美	€と	整	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
1	0	医猪	F 保	険制	度の)充	実	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
1	1	受重	力喫火	湮対	策の)強	化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
1	2	民生	E委員	員、	児童	重委	:員	(T)	活	動	支	援	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
1	3	交通	重シン	ステ	120)整	備	促	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
1	4	都市	計	画道	路等	争の	整	備	促	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
1	5	都市	「イン	ンフ	ラの)改	善	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	3
1	6	災害	三 対分	策の	充美	₹•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	5
1	7	都市	 「緑」	也の	保全	È 0	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	8
1	8	地球		爰化	防山	二対	策	の	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	9
1	9	学校	数	音の	推准	É •		•	•	•	•			•			•	•	•	•	•	3	1

1 治安対策の強化

都内における犯罪認知件数は、ここ10年で概ね減少傾向であり、 治安対策は一定の成果を上げている。

しかし、最新の「都民生活に関する世論調査」によると、都内においては治安対策に関する要望が上位となっている。

住民の不安を払拭する治安対策の強化のため、次の方策を講じること。

- (1) 防犯設備の整備、維持管理に関する補助制度の拡充等
 - ① 防犯カメラ等の設置や防犯活動に使用する資機材に係る経費については、令和7年度から2年間時限措置で都の補助率が引上げられたところであるが、地域団体の負担を軽減し、継続的に地域の治安を守るため、都の全額負担となるよう制度の改正を行うこと。
 - ② 特殊詐欺被害防止のため、自動通話録音機の設置促進補助 事業を再実施するとともに、簡易型自動通話録音機について も補助対象とすること。
 - ③ 青色回転灯付きパトロールカーの巡回にかかる経費に対する補助制度を新設すること。
- (2) 民泊急増による生活環境悪化への対応
 - ① 事業の適正な運営の確保と地域の生活環境の悪化を防止するため、監視指導等に関する経費に関して、財政支援を講じること。

② 小規模旅館業や、住宅宿泊事業法に基づく届出施設も宿泊税の課税対象に加えること。

2 特別区都市計画交付金の拡充

特別区都市計画交付金は、本来基礎自治体が行う都市計画事業の 財源である都市計画税が特別区の区域では都区制度が適用されてい ることから都税とされているなかで、特別区が行う都市計画事業の 財源を確保するために設けられているものである。

令和7年度の都市計画交付金予算額は、前年度より100億円増の300億円が計上され、増額が図られたところである。引き続き、特別区が行う都市計画事業をより計画的に推進できるよう、都区双方の都市計画事業の実績に見合った財源の確保や全都市計画事業の交付対象化、交付率の上限の撤廃や工事単価の引上げ等により、更なる増額を行うこと。

あわせて、都市計画に係る役割分担のあり方やその財源のあり方等について協議するため、都区財政調整協議とは別に、都市計画事業のあり方についての協議体を都区協議会の下に設置すること。

3 都区の役割分担等に関する協議の実施

特別区の自主・自立を一層推進するため、次の方策を講じること。

(1) 都区制度改革・地方分権の趣旨を踏まえた役割分担や税財政制度等に関する協議の再開

平成12年の都区制度改革及び地方分権の趣旨を踏まえた都区のあり方について、事務配分や税財政制度等を根本的かつ発展的に検討するため、都区協議会の下に設置した都区のあり方検討委員会の協議を再開すること。

(2) 都区の共有財源に係る政策的減免の新設・拡大を検討する際の事前協議

都区財政調整制度の財源である固定資産税・市町村民税法人 分等について、都において政策的に減額・免除の新設・拡大を検 討する際は、必ず事前に特別区と協議すること。

(3) 用途地域等都市計画決定権限の移譲等に関する協議の実施 特別区の住民との合意形成等を踏まえた主体的・自立的なま ちづくりの推進に資するため、用途地域等都市計画決定権限の 移譲等について、都区間で協議・調整できる場を設定すること。

4 減収補填対策の確保

特別区が法人住民税及び法人事業税交付金に係る減収補填債について、発行可能となるよう、国に働きかけること。

5 経済・観光施策の充実

昨今の観光需要の上昇による団体観光客の増加に比例し、今後、観 光バス等の運行がより活発化することが予想される。

そのため、観光バス等の駐車場の確保が急務となるが、都心部では、新たに駐車場を整備する適地が限られており、加えて、都内の民間駐車場の収容台数も減少傾向にある。

ついては、今後の観光バス等の駐車場不足解消に向け、都有施設の 附属駐車場の開放、既存の駐車施設、公園地等の活用など、都有地の 活用に関し、規制を緩和すること。

また、特別区が駐車場用地の確保などに要する経費について、既存の補助を含め拡充を図ること。

さらに、民間事業者が観光バス等大型自動車の駐車場を整備する際、事業者へ財政支援などを行うこと。

6 子育て支援策の充実

特別区においては、地価や賃料が高額であり、保育施設や学童保育施設等の整備に係る財政負担が大きい等の課題があるなかで、地域ニーズに応じた子育て支援事業の質と量の確保が喫緊の課題となっている。

ついては、急速な少子化の進行を受け、結婚や妊娠への不安や障壁を解消し、安心して子どもを産み育てる環境を整備するために、次の方策を講じること。

(1) 保育環境の充実に向けた支援の拡充

① 保育園等の安定的な運営に向け、保育士人材の安定的確保を目的とした「保育従事職員宿舎借り上げ支援事業」による補助の継続及び拡充を行い、幼稚園教諭についても、人材不足が生じている現状を踏まえ、補助対象とすること。

また、運営費の算定基準となる園児数が欠員したことにより減少した運営費を補助すること。

さらに、多様な保育サービスの提供に即した保育士等の人 材の安定確保に向けた就労環境改善措置を講じるよう、国に 働きかけること。

② 学童クラブ等について、施設整備費、賃借費及び運営費に係る助成を大幅に拡充するとともに、人材定着のための処遇改善を行うこと。

(2) 「ベビーシッター利用支援事業」等への財政支援

「ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)」は、 子育て支援の推進に向けた必要な取組であることから、令和8 年度以降も継続実施すること。

また、病児保育への対応等、内容の拡充及び改善を図るとともに、利用者の利便性向上に向け、都で統一的な仕組を構築すること。都で統一的な仕組の構築が困難な場合は、各区で直接事業者と協議し、仕組の構築を図れるよう補助制度を設定すること。

(3) 医療的ケア児等受入施設に対する支援の充実

医療的ケア児等を受け入れている施設において、人材確保や、 看護師不足を解消するため、看護師等の配置に係る経費の補助 について大幅な見直しを国へ働きかけるとともに、施設の安定 した運営等を行うため、補助制度の充実や支援策の拡充を行う こと。

(4) 多様な他者との関わりの機会の創出事業の継続

未就園児の子育て家庭への継続的な支援及び保育士の雇用継続のため、「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を令和8年度以降も継続して実施すること。

なお、本事業の継続実施がない場合は、令和8年度以降開始される「乳児等のための支援給付」に都の上乗せ支援を実施すること。

(5) 5歳児健診実施への支援の充実

5歳児健診の実施にあたって必要となる、児童精神科医等の専門医や保健師・心理士等の専門職の確保に向けた関係機関との協議、都内における標準的な健診の実施方法や必要書類の様式の調整、発達障害と判定を受けた児に対する療育機関・療育施設の設置及び広域連携等のフォロー体制の整備等、一連の事項について、広域的な調整を行うこと。

7 障害者施策の充実

障害者施策の充実のため、地域の実情に応じた財政措置等が行われるよう、次の方策を講じること。

(1)障害者グループホーム等設置促進のための支援の充実

障害者施策に係る基盤整備を充実させるため、都が行っている「障害者通所施設等整備費補助事業」について、補助対象に土地の取得を加え、既存の補助基準額の上限額を引上げる等拡充を図り、かつ補助率の特例措置を継続すること。

加えて、「借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業」について、補助期間の拡充を行うこと。

また、都が求める手厚い職員配置である「ユニットごとに夜間 支援員1名の配置」を実現するため、「障害者グループホーム体 制強化支援事業」の補助基準額における上限額を引上げること。

(2) 医療的ケアの必要な重症心身障害者(児)の入所・通所施設 等への支援拡充

医療的ケア児等の生活の場を確保するため地域の偏りなく入 所施設等を充実させること。

また、受入施設に対する報酬の見直しを国へ働きかけるとともに、施設を安定して運営するための補助制度の充実や支援策の拡充を行うこと。

さらに、相談支援専門員の人材確保に向けて、東京都相談支援 従事者初任者研修の実施回数を増やすなど資格取得の機会を確 保すること。

- (3) トワイライト事業等の制度見直し及び支援の拡充
 - ① 放課後等デイサービスが、学童クラブと同様の機能を果たすことができるよう、夕方の人員配置の充実を図る等の支援を行うこと。

加えて、都が独自に行っている都型放課後等デイサービス事業についても、支援を必要とする事業所が活用しやすくなるよう、経費補助の拡充や補助要件の見直し等を行うこと。

② 高校卒業後の障害者の家族が、仕事と介護を両立していくため、既存の障害福祉サービス事業所等が、夕方の居場所事業を 実施する場合の補助制度を整備すること。

その際、事業所家賃や利用者数に応じた職員配置、強度行動 障害や医療的ケアを含む重度障害への対応なども考慮するこ と。

8 高齢者福祉の充実

高齢者福祉を充実させるため、次の方策を講じること。

(1) 施設整備等に対する補助制度の充実

高齢者福祉に係る基盤整備を充実させるため、都が行っている「高齢者福祉施設整備費補助制度」等を地域の実情に合わせ拡充し、支援の充実を図ること。

特に、「特別養護老人ホーム等整備費補助制度」について、用地取得に係る補助を対象とするほか、待機者減少に向けてニーズが高い多床室の整備において、増加定員数の3割を超えても補助対象とすること。

(2) 介護人材の確保・定着及び育成に関する施策の実施

特別養護老人ホーム等整備の推進には人材確保が不可欠である現状を踏まえ、「区市町村介護人材対策事業費補助金」等の拡充や、「介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業」の対象拡大等、介護人材の確保及び定着に係る施策、研修実施等による育成に関する施策を実施すること。

(3) 高齢者施設の突発的閉鎖への対応

経営状態の悪化等により、必要な手続を経ずに介護サービス 事業者が突発的に閉鎖となった際に、介護サービス給付が停止 しないよう支援するとともに、全国的な支援体制を構築するよ う国に働きかけること。

(4) 山谷地域に対する総合的施策の推進

山谷地域の問題は福祉や医療、就労、住宅等多岐にわたる大都市特有の問題である。

これまで山谷地域で日雇い労働に従事した方々の多くが、高齢化や孤立化などから生活保護受給者となり簡易宿所等で暮らしているが、疾病や障害等により自立した地域生活が困難となっている。

このことから、引き続き各区と連携を図りつつ、都が主体となり必要な施策を推進するとともに、必要な財政支援を行うこと。

9 医療体制の充実と整備

患者中心の医療の実現に向け、より効率的で質の高い医療体制を 構築していくとともに、急性期から回復期、在宅療養に至る医療サー ビスを地域ごとに切れ目なく確保する必要がある。

このために、人口及び入院患者の流入、高齢化社会の進展、医療機関の偏在等、地域医療の実情を踏まえて基礎病床数の見直しを講じ、病床の適正配置と地域の実情に応じた入院医療を確保すること。

10 医療保険制度の充実

特別区国民健康保険は被保険者の高齢化により医療費が増嵩する一方、被保険者に占める無職・非正規雇用・外国人世帯の割合や転出入率が高いことなどにより、保険料徴収に関して非常に厳しい環境下に置かれるなど、各区の努力だけでは解決し得ない様々な課題を抱えており、その運営は大変厳しい状況である。

このため、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営ができるよう、国民健康保険財政の責任主体として次の方策を講じること。

(1) 保険料負担軽減策の更なる実施及び財政支援の拡充

都の独自財政支援の拡充に加えて、被保険者の保険料負担に 配慮した、きめ細かい財政措置を講じるとともに、特に低所得者 に配慮した支援策を強化すること。

また、定率国庫負担割合の増加等、国庫負担を充実させ、国保財政基盤を強化・拡充するよう、国へ働きかけること。

(2) 子育て世帯への支援

令和4年度より子どもに係る均等割保険料の軽減措置が導入 されたが、子育て世帯の負担を更に軽減するため、軽減対象の制 限を撤廃するとともに公費による軽減割合を拡大するよう、国 へ働きかけること。 (3) 国民健康保険制度の抜本的な見直しに向けた国への働きかけ 医療保険制度の一本化等、国民健康保険制度の構造的課題を 抜本的に解決するための具体策を提示するよう、特別区の意見 も踏まえ、国へ働きかけること。

11 受動喫煙対策の強化

改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の全面施行による屋内 や敷地内の規制強化に伴い、屋外での受動喫煙が増加しており、屋内 外ともにバランスのとれた総合的な対策を行うことが重要である。 このため、次の方策を講じること。

(1) 喫煙所設置等の推進及び支援の拡充

都が実施主体となり公衆喫煙所を整備すること。

また、民間事業者の専用喫煙室等整備に対する助成の充実を 図るとともに、特別区が整備する喫煙所について、設置費だけで なく維持管理費も対象とするなど補助制度を継続・拡充するこ と。

さらに、受動喫煙対策の更なる推進のため、都庁内での連携を 図るとともに、屋外における対策を強化し、東京都受動喫煙防止 条例の改正も含め、実効性が期待できる明確な方針を示すこと。

(2)都有地の活用等の推進

喫煙所設置場所の確保について、都有地の活用を進めるため、 利用可能な都有地の情報提供や無償貸与を行うなどの支援を すること。

また、利用にあたっては、許可申請等手続への支援や、無償での貸与を行うなど、全庁をあげて特別区の取組を支援するとともに、道路占用許可に関する国との調整に努めること。

12 民生委員、児童委員の活動支援

民生委員及び児童委員は無報酬であるため、実費弁償として活動 費を支給しており、昨今ではなり手不足も課題となっている。

特別区においてもほとんどの区が独自に上乗せ支給を行っている ことから、民生委員及び児童委員の活動費について都負担金を増額 すること。

13 交通システムの整備促進

特別区における交通システムの整備は、沿線地域のみならず東京 圏全体の公共交通環境の向上に寄与するものであり、極めて重要な 課題であるため、次の方策を講じること。

(1)「2050東京戦略」に示された6路線の早期実現

都が令和7年3月に策定した「2050東京戦略」に示された 新空港線を含む都内6路線について、全ての路線において事業化 を図ること。

特に、大江戸線の延伸について、具体的な開業時期を示し、その実現に向けて手続等を進めること。

新空港線の早期整備着手の実現に向け、都区間の合意事項を踏まえながら、都市計画事業として実施されるようにすること。

東京8号線の延伸について、都で行っている公的支援のための 予算措置など、東京メトロが求める十分な本路線の着実な整備に 向け、必要な取組を継続的に講じること。

有明地区から中央区晴海・勝どきを経由し、都心部までを結ぶ地下鉄新線を早期に整備すること。

- ① 東京8号線(有楽町線)の延伸
- ② 都心部·臨海地域地下鉄
- ③ 羽田空港アクセス線
- ④ 都心部・品川地下鉄(南北線の延伸)
- ⑤ 新空港線(蒲蒲線)
- ⑥ 東京12号線

(2) 地域公共交通に関する補助の拡充

誰もが移動しやすい利便性の高い移動手段を実現するため、 コミュニティバス事業等における車両購入や運行経費に関する 補助等の拡充など、財政支援を行うこと。

14 都市計画道路等の整備促進

都市機能を向上させ、社会・経済活動を支える活力あるまちづくり を推進するとともに、緊急輸送路としての機能を確保するため、「東 京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」及び「踏 切対策基本方針」に基づき、次の方策を講じること。

(1)都市計画道路の整備推進

- ① 都が施行する優先整備路線に位置付けられた都市計画道路 の整備を推進するとともに、早期に整備するために必要な財 源措置を講じること。
- ② 事業認可時点での都市計画道路区域の前面道路扱い、用途 地域変更の柔軟な対応など、沿道地権者の建替え支援策を推 進すること。
- ③ 道路の拡幅整備にあたっては、安全な自転車通行空間の確保と渋滞対策を図ること。

(2)連続立体交差事業の促進

連続立体交差事業は、交通渋滞緩和に伴う地域交通の円滑化や、踏切によって分断された地域の再生等に寄与することから、本事業を計画的かつ確実に促進するよう、必要な財源を確保すること。

また、都施行の路線については早期完成を図るとともに、事業 準備区間を速やかに事業化すること。

さらに、特別区施行の路線についても、財政的支援とともに、 ノウハウの提供や技術的支援を継続して行うこと。 加えて、事業候補区間の選定に必要な地元のまちづくり推進の取組に対して、財政的・技術的支援を行うこと。

(3) 都市計画道路予定地の暫定活用

都市計画道路予定地として取得した用地において、地域要望などを踏まえ、賑わい維持等を目的とした暫定活用を行うこと。

15 都市インフラの改善

都市機能を向上させ、社会・経済活動を支える活力あるまちづくり を推進するためには、都市インフラの改善を図る必要があるため、次 の方策を講じること。

(1) 国道の立体整備の推進に向けた国への働きかけ

将来を見据えた交通安全・渋滞緩和のため、国道の立体整備を 早期に推進するよう国へ働きかけること。

(2) 電線類の地中化の促進

災害に強く安全な都市基盤整備及び都市景観の向上を図るため、区単独事業に対する補助の拡充と、「無電柱化チャレンジ支援事業」に対し、事業完了まで財政支援を行うこと。

また、コスト縮減・工期短縮に向けて関係事業者と連携し、特殊部や地上機器のコンパクト化などの技術開発を進め、新工法に関する技術支援を行うこと。

(3) 羽田空港の機能強化に係る対応

騒音対策や落下物対策等の安全管理体制を強化するとともに、 自治体や住民に対し、説明会等も含めた情報提供体制を充実し、 適切な情報提供を徹底するよう、国と十分調整すること。

また、新飛行経路の固定化回避や、新飛行経路下の住民等に対する防音対策支援についても、国と十分調整すること。

- (4)公共インフラ老朽化対策への技術的・財政的支援 下水道等の老朽化が要因となり発生した重大事故を踏まえ、 以下の点を国に働きかけること。
 - ① 国の示す「路面下空洞調査要領」を超える頻度で路面下空洞 調査を行った際の調査費に対し、「社会資本整備総合交付金」 を柔軟に交付できるよう基準を見直すこと。
 - ② 路面下空洞調査により発見された原因不明の空洞を道路管理者が復旧する場合は、その復旧経費についても「社会資本整備総合交付金」の対象に加えること。

加えて、都としても公共インフラ老朽化対策に関する新たな補助制度を構築するなど、財政支援を行うこと。

16 災害対策の充実

切迫性が指摘される首都直下地震及び南海トラフ地震、近年の異常気象による大規模な水害等への対策の一層の充実を図るため、次の具体的な方策を講じること。

(1) 土砂災害防止対策の推進

自治体が実施する、崖及び擁壁の安全化改修工事に対する助成事業について、国庫補助率の引上げを国に働きかけるとともに、都独自の支援策を創設すること。

(2) 帰宅困難者対策の推進

民間事業者等に備蓄に対する都の補助制度について、活用し やすくなるよう要件を緩和すること。

また、区外居住の帰宅困難者への対策として、備蓄品を保管する整備費や備蓄品購入に伴う財政措置を講じること。

さらに、災害時の支援行為の促進、一時滞在施設の早急な確保 のため、事故等については、国が補償する姿勢を明確化するよう、 国に働きかけること。

(3) 防災対策の推進

災害時通信確保の観点から、区市町村が自ら契約するモバイル衛星通信機器の導入及び維持管理に係る財政措置について、 国へ働きかけるとともに、国費での措置がなされるまでは、都による財政措置を講じること。

また、在宅避難者等への支援として、備蓄物資の購入・管理や、

状況把握に係るデジタル技術活用のための財政措置を講じること。

特に、高層住宅における防災対策を推進するため、既存の高層住宅への防災備蓄倉庫やエレベーター用防災キャビネットの設置促進、建物所有者等による災害時の対応研修の実施促進などを図ること。

(4) 木造密集地域対策の一層の充実

木造住宅密集地域の防災性向上を図るため、各区に散在する 局所的に密集度の高い街区において、都の「防災都市づくり推進 計画」で定める整備地域に含めるとともに、不燃化特区制度と同 等の支援となるよう、制度の拡充を図ること。

また、住宅密集市街地における防災性と安全性を向上させる ため、老朽家屋の建替えや除却に対する固定資産税等減免措置 の要件緩和や、老朽建築物除却建替え支援等を行うこと。

さらに、無電柱化された三間道路や、壁面後退等で6メートルの沿道空間が確保された路線を、防災生活道路網に位置付けるとともに、不燃領域率に算入できるようにすること。

(5) 大規模水害等への対策強化

豪雨・洪水・高潮・津波から都市機能の保全を図るため、都が 沿川自治体の先導役となり、市街地整備事業の財源について配 分拡大を図ること。

また、「高規格堤防整備事業」に基づく治水対策をより一層推進するため、国へ働きかけること。

さらに、地域住民等の安全な避難体制が構築できるよう、関係

機関との連携・調整を行い、自治体の枠を超えた広域避難を迅速かつ統一的に行うための体制を早期に整備すること。

とりわけ、広域避難先の確保、広域避難の促進、広域避難開始の判断、鉄道事業者等の協力確保、河川管理者等による堤防復旧や排水機能の拡充等に関する支援を行うこと。

(6) 災害廃棄物処理に係る仮置場の確保

一次仮置場の確保は各区市町村で行うことが原則だが、大都市では大きな土地を確保することは容易ではない。広域的な処理・運営を想定している二次仮置場の確保は困難を伴うため、都で所有又は管理する用地等を災害廃棄物仮置き場として利用できる制度等の構築や、国も含め事前に候補地が選定できるようにすること。

(7) 災害援護資金貸付制度(都制度)の改善

今後震災等が発生した際には、相当数の災害援護資金の貸付が想定されるため、借受人のやむを得ない事情等により未償還となった場合、借受人及び特別区の債務が免除となるよう、国制度と同等の措置を講じること。

17 都市緑地の保全の推進

都市における貴重な緑地である、生産緑地や屋敷林等の保全を図るため、次の方策を講じること。

(1) 自治体による緑地買取りへの対応

生産緑地や屋敷林等の自治体による買取りに対する財政措置を講じること。

(2) 緑地所有者への対応

緑地の所有者に対し、固定資産税・都市計画税の減免等、維持 管理のより一層の負担軽減を図ること。

18 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化防止対策を推進していくため、次の方策を講じること。

(1) 脱炭素社会実現への支援及び取組強化

2050年「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、より実効性のある対策を推進していく必要があることから、都立施設に次世代型ソーラーセル等の新技術を積極的に導入することで、その実用化・量産化に向けた効果の検証を行うとともに、特別区でも導入しやすくなるよう補助制度の要件を緩和する等ソフト面での支援を充実させること。

加えて、FCV普及促進のため、水素の供給体制の中核となる水素ステーションの整備等ハード面からの支援も積極的に行うこと。

(2) プラスチックの資源循環促進への支援

容器包装プラスチックと製品プラスチックとの一括回収等に伴い発生する更なる自治体の負担について、財政支援を行うよう国に働きかけるとともに、都としても一層の財政支援を行うこと。

加えて、特別区が再資源化事業を安定して運営していくために、都が行っている「プラ製容器包装等・再資源化支援事業」の 補助期間を延長し、令和9年度以降も財政支援を継続すること。

また、自治体にとって製品プラスチック等の分別収集・選別保 管等に係る費用が過大な負担となっていることから、拡大生産 者責任の原則に基づき、事業者が応分の中間処理経費を負担す る制度の構築等、事業者の費用負担を明確化するよう、国に働きかけること。

19 学校教育の推進

学校給食食材の価格高騰が継続しているなか、学校給食を安定的 に提供するため、特別区が実施する学校給食への支援について、財政 措置を継続すること。

また、国に対しては、学校給食法を改正するとともに、財政措置を 講じ、国の負担において学校給食の無償化を進めるよう働きかける こと。

<要望事項別一覧>

	要望事項	要望先局
1	治安対策の強化	都民安全総合対策本部 主 税 局
2	特別区都市計画交付金の拡充	総 務 局
3	都区の役割分担等に関する協議の実施	総 務 局 主 税 局 都 市 整 備 局
4	減収補填対策の確保	総 務 局
5	経済・観光施策の充実	都市整備局 産業労働局
6	子育て支援策の充実	生 活 文 化 局 福 祉 局
7	障害者施策の充実	福祉局
8	高齢者福祉の充実	福 祉 局
9	医療体制の充実と整備	保健医療局
10	医療保険制度の充実	保健医療局
11	受動喫煙対策の強化	保健医療局産業労働局建設局
12	民生委員、児童委員の活動支援	福 祉 局
13	交通システムの整備促進	都 市 整 備 局 交 通 局
14	都市計画道路等の整備促進	都市整備局建 設 局
15	都市インフラの改善	都市整備局建 設 局

	要 望 事 項	要望先局
16	災害対策の充実	総主生都住環福建港交務税文整策 社設湾通局局局部局局局局局局局局局局局局局局
17	都市緑地の保全の推進	政 策 企 画 局 主 税 局 者 市 整 備 局 産 業 労 働 局
18	地球温暖化防止対策の推進	環 境 局 産業労働局
19	学校教育の推進	教 育 庁

<要望先局別一覧>

要望先局	要望事項
政策企画局	都市緑地の保全の推進
総務局	特別区都市計画交付金の拡充 都区の役割分担等に関する協議の実施 減収補填対策の確保 災害対策の充実
主 税 局	治安対策の強化 都区の役割分担等に関する協議の実施 災害対策の充実 都市緑地の保全の推進
生活文化局	子育て支援策の充実 災害対策の充実
都民安全総合対策本部	治安対策の強化
都市整備局	都区の役割分担等に関する協議の実施 経済・観光施策の充実 交通システムの整備促進 都市計画道路等の整備促進 都市インフラの改善 災害対策の充実 都市緑地の保全の推進
住宅政策本部	災害対策の充実
環境局	災害対策の充実 地球温暖化防止対策の推進
福祉局	子育て支援策の充実 障害者施策の充実 高齢者福祉の充実 民生委員、児童委員の活動支援 災害対策の充実

要望先局				要望事項
保	健 医	療	局	医療体制の充実と整備 医療保険制度の充実 受動喫煙対策の強化
産	業労	働	局	経済・観光施策の充実 受動喫煙対策の強化 都市緑地の保全の推進 地球温暖化防止対策の推進
建	設		局	受動喫煙対策の強化 都市計画道路等の整備促進 都市インフラの改善 災害対策の充実
港	湾		局	災害対策の充実
交	通]	局	交通システムの整備促進 災害対策の充実
教	育		庁	学校教育の推進